

平成30年規則第8号

京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例（平成30年京丹波町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(貸与の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人1人を立て、京丹波町介護福祉士育成修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 養成施設等に在学する者にあつては在学証明書、入学することが決定している者にあつては入学手続きが完了していることを証する書類
- (2) 本人及び連帯保証人の住民票（本籍の記載があるもの）の写し
- (3) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 修学資金の年額が証明できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、修学資金の対象となる学年の初日の属する年の12月末までに行うものとする。

(貸与の決定及び却下)

第4条 町長は前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ貸与の可否を決定し、京丹波町介護福祉士育成修学資金貸与決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）又は京丹波町介護福祉士育成修学資金貸与却下通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(貸与の方法)

第5条 前条の規定により貸与の決定の通知を受けた者が、修学資金の貸与を受けようとするときは、別に定める日までに、京丹波町介護福祉士育成修学資金交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提

出しなければならない。

- (1) 決定通知書の写し
- (2) 養成施設等の入学金及び授業料の支払いが確認できる領収書等
(返還)

第6条 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が、次の各号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた修学資金が1学年分である場合にあつては1年、2学年分である場合にあつては2年の期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に、一括払又は月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。ただし、修学生が、死亡又は疾病等により修学資金を返還できないときは連帯保証人が返還するものとする。

- (1) 養成施設等を退学したとき。
- (2) 町内において介護福祉士として介護等の業務に従事する見込みがなくなったとき。
- (3) 養成施設等を卒業した日以後の最初の4月1日から1年を経過した時点で、町内事業所で介護等の業務に従事していないとき。
- (4) 町内事業所において、介護福祉士として介護等の業務に従事しなくなったとき。

2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者（前項第1項ただし書においては連帯保証人）は、返還しなければならない事由が生じた日から30日以内に、京丹波町介護福祉士育成修学資金返還計画承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ承認の可否を決定し、京丹波町介護福祉士育成修学資金返還計画承認（不承認）通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により返還計画の承認を受けた者が、返還計画を変更しようとするときは、京丹波町介護福祉士育成修学資金返還計画変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ承認の可否を決定し、京丹波町介護福祉士育成修学資金返還計画変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知する

ものとする。

(返還の猶予)

第7条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その状況が継続している期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 条例第5条第1項第1号に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な状況にあると認めるとき。

(3) その他町長が特別の事由があると認めるとき。

2 前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、京丹波町介護福祉士育成修学資金返還猶予申請書(様式第9号)にその事実を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、修学資金の返還の猶予を受けようとする者が、疾病等により申請できないときは、連帯保証人が申請するものとする。

4 町長は、第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ猶予の可否を決定し、京丹波町介護福祉士育成修学資金返還猶予決定通知書(様式第10号)又は京丹波町介護福祉士育成修学資金返還猶予却下決定通知書(様式第11号)により、当該申請者に通知するものとする。

(返還の免除)

第8条 条例第5条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、京丹波町介護福祉士育成修学資金返還免除申請書(様式第12号)にその事実を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、修学資金の返還の免除を受けようとする者が、死亡又は疾病等により申請できないときは、連帯保証人が申請するものとする。

3 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ免除の可否を決定し、京丹波町介護福祉士育成修学資金返還免除決定通知書(様式第13号)又は京丹波町介護福祉士育成修学資金返還免除却下決定通知書(様式第14号)により、当該申請者に通知するものとする。

(遅延利息)

第9条 修学生が、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還し

なかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(異動の届出)

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、京丹波町介護福祉士育成修学資金異動届出書(様式第15号)にその事実を証する書類を添えて、町長に届け出なければならない。ただし、第6号に該当するときは、その事実を証する書類の添付を要しない。

(1) 休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条の規定による介護福祉士の登録を受けたとき。

(4) 本町の法人等において介護等の業務に従事したとき、又は介護等の業務の従事先を変更したとき。

(5) 本町の法人等において介護等の業務に従事しなくなったとき。

(6) 氏名又は住所を変更したとき。

(7) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は連帯保証人が死亡したとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の養成施設等への入学者に対する貸与から適用する。